

介護職員処遇改善への取り組みについて

介護職員の処遇改善については「介護職員処遇改善加算」を取り入れるなどし取り組んでまいりました。令和元年度（2019年10月）の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が、令和四年（2022年10月）には「介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設され、この加算の取得要件を満たし、取り組んでいるところです。

その取り組みについてご紹介します。

◆ 介護職員等特定処遇改善加算の算定状況について

【加算を取得している事業所】

- 介護付有料老人ホーム コートダジュール虹の橋
- デイケア すずらん／ミハス
- デイサービス ハリウッド／コルマール／ツエルマット／ロワール／ベルゲン／バイエルン
- 訪問介護 ヘルパーステーション虹の橋／ヘルパーステーションレインボー

◆ 職場環境改善について

- 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- 介護福祉士を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（勤務調整等）
- 職員の事情に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、非正規職員から正規職員への転換の制度の整備
- 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成体制の整備
- 5S（整理・整頓・清掃・清潔・躰）活動の実践による職場環境の整備
- ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化